

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		施設等（展示室及び応接室並びに附属設備）の利用許可
根拠条例・規則名		さいたま市うらわ美術館条例
条 項		第7条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習部 うらわ美術館（電話：048-827-3215）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。 (1) うらわ美術館の設置の目的に反するとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (3) 施設等をき損するおそれがあるとき。 (4) 物品（展示物に係る図録、絵はがき、ポスターその他これらに類するものを除く。）の販売を目的とするとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、うらわ美術館の管理上支障があるとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	未設定 展示室（貸館）の利用申込については、受付期間を設定しており、希望が重複した場合には抽選となる。概ね2週間以内には処理している。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		